

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社および当社グループ会社(以下、当社グループ)は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念のもと、企業としての社会的責任を果たし、当社をとりまく様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値向上が可能となると考えております。このような認識のもと、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題ととらえ、その充実に努めています。

当社グループにおける持株会社体制下でのコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は次のとおりです。

当社グループ全体の企業価値向上のために、

- (1) グループ各社に権限を委譲し、自立経営のもと事業の展開スピードをあげ、各社において企業価値向上を追求する。
- (2) 会議体の定期的な運営等を通じ、各社の事業報告や今後の経営方針・事業戦略について意見交換しあえる風土を維持することで、グループ全体の企業価値向上を追求する。
- (3) 法令遵守の姿勢や倫理性を確保し、コンプライアンス体制を維持することで、グループ全体での企業の社会的責任を果たす。
- (4) オープンかつタイムリー、そして正確な情報開示を継続し、適時開示に対する社内体制を維持することで、経営の透明性を高める。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,890,000	4.54
株式会社みずほコーポレート銀行	9,738,000	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,518,000	4.37
農林中央金庫	9,500,000	4.36
明治安田生命保険相互会社	5,370,000	2.47
株式会社京都銀行	5,000,000	2.30
JPモルガン証券株式会社	3,779,791	1.74
国分株式会社	3,489,500	1.60
日本アルコール販売株式会社	3,000,000	1.38
宝グループ社員持株会	2,765,666	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

##### 【当社の上場子会社タカラバイオ株式会社について】

平成23年3月31日現在、当社は、タカラバイオ株式会社（東証マザーズ、コード番号4974）の議決権の70.8%を所有する親会社であります。当社と同社の関係は以下のとおりであります。

##### (1) 当社グループにおけるタカラバイオ株式会社の位置づけ

タカラバイオ株式会社は、平成14年4月1日に、物的分割の方法により当社の100%子会社として設立いたしました。その後、当社の議決権所有比率は、同社による第三者割当増資、公募増資、新株予約権付社債の発行などにより、現在の議決権所有比率となっております。

平成23年3月31日現在、当社グループは、純粋持株会社である当社、子会社37社および関連会社5社で構成され、その中でタカラバイオ株式会社はバイオテクノロジー専門の事業子会社として位置づけ、当社グループとしてバイオ事業を推進しております。

##### (2) 当社のグループ会社管理について

当社は、連結経営管理の観点から「グループ会社管理規程」を定め運用しておりますが、その目的はグループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、グループ全体の企業価値の最大化を図ることにあります。タカラバイオ株式会社についても同規程を適用しており、同社の取締役会において決議された事項等の報告を受けておりますが、取締役会決議事項の事前承認等は求めておらず、同社が独自に事業運営を行っております。

また当社は、「グループ戦略会議」、「タカラバイオ連絡会議」等の会議体を設けており、タカラバイオ株式会社の代表取締役、役員、執行役員等の出席を求めておりますが、これらの会議体は、グループ全体の方針についての討議や、グループ会社間の報告を目的としたものであり、同社の自主性・独立性を妨げるものではありません。

また、当社とタカラバイオ株式会社との間には、平成23年6月29日現在、下記のとおり役員の兼務関係があります。

大宮 久（当社代表取締役社長兼タカラバイオ株式会社取締役会長）  
仲尾 功一（当社取締役兼タカラバイオ株式会社代表取締役社長）  
釜田 富雄（当社常勤監査役兼タカラバイオ株式会社監査役）  
友村 秀夫（当社監査役兼タカラバイオ株式会社監査役）

なお、上記の兼務関係は、大宮 久はタカラバイオ株式会社設立以前において、寶酒造株式会社の取締役としてバイオ部門の経営にも従事して培った経験・知識が同社にとって有用であるとの判断から同社により招聘されたものであり、釜田 富雄は寶酒造株式会社の経理部門に従事して培った経験・知識ならびに現任の宝ホールディングス株式会社常勤監査役および宝酒造株式会社監査役としての経験・知識が同社にとって有用であるとの判断から同社により招聘されたものであり、友村 秀夫は寶酒造株式会社および宝ホールディングス株式会社における総務・人事・労務部門の部門長ならびに宝酒造株式会社執行役員等の要職に従事して培った経験・知識が同社にとって有用であるとの判断から同社により招聘されたものであり、また、仲尾 功一については、当社の持株会社体制における連結経営上の考えから当社が招聘したものであり、当社がタカラバイオ株式会社を支配することを目的としたものではありません。

なお、当社の常勤監査役である半田 邦博は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、予め同社により補欠監査役に招聘されております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
植田 武彦	他の会社の出身者				○					○

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
植田 武彦	○	—	植田氏は第一工業製薬株式会社の代表取締役社長、取締役相談役などを歴任されており、その幅広い見識およびこれまでの経営者としての豊富な経験が、当社の経営体制の一層の充実に有用であると考えたためであります。また、同氏は有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、その他一般株主との利益相反の生じるおそれのある関係を有していないため、独立性を備えた者であると考えております。したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役、会計監査人および内部監査担当部門（監査室）は、監査計画・監査方針・監査実施状況に関して定期的に意見交換を行うほか、情報・意見交換、協議を行う等、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
半田 邦博	他の会社の出身者				○				○	
香川 孝三	学者				○				○	
北井 久美子	その他				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
半田 邦博		常勤監査役	半田氏は農林中央金庫企画管理部長、JA三井リース株式会社執行役員などを歴任されており、その幅広い見識ならびに金融機関における長年の業務経験が、当社の監査体制の一層の充実に有用であると判断したためであります。
香川 孝三	○	非常勤監査役	香川氏は同志社大学文学部教授、神戸大学大学院国際協力研究科教授などを歴任され、現在大阪女学院大学副学長を務められております。その幅広い見識ならびにこれまでの豊富な学識経験が、当社の監査体制の一層の充実に有用であると考えたためであります。 また、同氏は有価証券市場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、その他一般株主との利益相反の生じるおそれのある関係を有していないため、独立性を備えた者であると考えております。 したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。
北井 久美子	○	非常勤監査役	北井氏は労働省入省後、静岡県副知事、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長などを歴任されており、その幅広い見識およびこれまでの豊富な職歴による経験が、当社の監査体制の一層の充実に有用であると判断したためであります。 また、同氏は有価証券市場規程施行規則第211条第4項第5号に定める事由に該当せず、その他一般株主との利益相反の生じるおそれのある関係を有していないため、独立性を備えた者であると考えております。 したがって、同氏を独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

--	--

## 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社では、取締役を対象とした業績連動型報酬制度を導入しております。業績目標に加えて、その業績目標を達成するための活動目標、そして将来の業績向上を引き出すための先行的な活動の目標等の多面的な目標管理を行い、財務的要素、部門戦略、後継者育成等の評価要素の達成度合いを報酬に反映しております。

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

#### 【前事業年度にかかる報酬等の総額】

取締役 10名 170百万円(うち社外取締役 1名 3百万円)  
監査役 5名 36百万円(うち社外監査役 3名 17百万円)  
合計 15名 206百万円(うち社外役員 4名 20百万円)

※取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
※平成14年2月15日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額15百万円以内(ただし、この額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、平成5年6月29日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額6百万円以内と決議いただいております。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議いただいたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき決定いたしております。  
取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と役位ごとの基準金額をもとに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績連動部分からなり、取締役個々の業績評価は、取締役会の授権を受けた取締役が行います。  
監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。  
「役員報酬内規」の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとされております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

#### (1) 社外取締役のサポート体制

社外取締役である植田氏は、取締役会およびその他当社グループの重要会議の招集にあたり、事前に議案を送付し、必要に応じてCSR推進部や関連部門より補足説明などを行い、特に重要事項については担当取締役や担当部門長から説明を行い、同氏が社外取締役としての職務の執行が適正に行えるような体制としております。

#### (2) 社外監査役のサポート体制

新たに選任された社外監査役に対しては、他の監査役からの説明や監査室からの説明に加え、各事業の主要部門長からの説明、工場見学等、当社を理解するうえで必要な情報収集の機会を設けております。  
当社社外監査役である半田氏は常勤監査役であり、他の社内監査役と同様の監査業務を行いますが、同氏の業務遂行にあたっては、社内監査役や監査室が不足する情報を提供するほか、当該部門が直接説明を行うなど、社内監査役と理解度に差が生じないようにサポートできる体制としております。

また、非常勤の社外監査役である香川氏、北井氏へは、常勤監査役出席の会議体の一部に出席を求め、その招集については、事前に議案を通知し、必要に応じて常勤監査役や監査室より補足説明などを行い、特に重要事項については担当取締役や担当部門長から説明を行い、同氏が取締役の業務の執行状況を監査できるような体制としております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

#### (1) 現状の体制の概要

当社は、監査役設置会社であります。提出日(平成23年6月29日)現在、監査役は5名であり、内3名は社外監査役であります。取締役会は10名であり、内1名は社外取締役であります。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、社外監査役の内2名と、社外取締役1名の計3名を独立役員に指定しております。当社と独立役員の間には記載すべき利害関係はありません。

また、当社は持株会社として、グループ会社の管理に関する必要な事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定しております。この規程は、グループ各社の独自性・自立性を維持しつつ、各社の経営上の重要案件の事前協議や報告を義務付けることにより、持株会社として各社の業務執行を監督することを目的としております。この規程に基づき次の会議体を設置しております。

- a. 当社の取締役および監査役ならびに宝酒造株式会社、タカラバイオ株式会社および宝ヘルスケア株式会社の代表取締役が出席し、グループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2ヶ月に1回開催しております。
- b. 当社および会議の対象会社の取締役、執行役員、監査役等が出席し、当該子会社の取締役会決議事項の協議や業績・活動状況等の報告を行う「マザー協議連絡会議」や「タカラバイオ連絡会議」を原則として1ヶ月に1回開催しております。さらに、「宝ヘルスケア戦略会議」および「機能子会社協議連絡会議」を3か月に1回開催しております。

c. 特に急を要する事項や専門性の高い内容については、上記会議の事前協議機関として当社の社長又は副社長の招集による「経営会議」を随時に開催しております。

なお、当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役および監査役(取締役および監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。また、同法第427条第1項の規定による定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間に、「責任の限度額を会社法第425条第1項各号の額の合計額とする」旨の責任限定契約を締結しております。

#### (2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査につきましては、被監査部門から独立した監査室(提出日現在の人員5名)を設置し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施して必要な対策を講じることにより、職務執行の適正確保に努めております。

監査役会は、社内監査役2名、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産および重要書類の調査ならびに必要な応じて担当取締役および担当者への聞き取り調査等を実施、これらを通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

会計監査は有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、平成23年3月期に係る監査は、同監査法人の指定有限責任社員である公認会計士 高橋一浩、中本真一の両氏が執行しております。また監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名、会計士補等8名、その他3名となっております。

監査室、監査役会および会計監査人は、監査計画・監査方針・監査実施状況に関して定期的に意見交換を行うほか、情報・意見交換、協議を行う等、相互連携を図っております。

なお、監査役の選任にあたっては、過去経理部門に従事した経験から財務・会計に関する知見を有する常勤監査役、総務・人事部門に従事した経験から当社の様々な業務に通暁した監査役をそれぞれ1名選任しております。

社外監査役の選任については、独立性の高い社外監査役を非常勤監査役として2名選任しているほか、金融機関における長年の業務経験のある社外監査役を常勤監査役として1名選任しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

#### (1) 現状の体制を採用している理由

当社は持株会社としてグループ経営を行うにあたり、経営戦略の策定・遂行を通じ、各事業子会社の業務執行の監査・監督を行うためには、各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験を持つ取締役が経営の意思決定を行い業務執行を監督するとともに、株主を含むすべてのステークホルダーの視点に立脚する幅広い見識を持った独立性の高い社外取締役および社外監査役が、監査役会や内部統制担当役員と連携を図り業務の執行の監査・監督に関する現状の監査役設置会社の体制が、監査役機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を可能にするものであり、当社のガバナンス体制として最適であると考えております。

#### (2) 社外取締役の機能および役割

当社の社外取締役は、幅広い見識および経営者としての豊富な経験に基づいて、取締役会の意思決定に関する助言を行うとともに、取締役会での発言等を通じて、取締役会の意思決定の適正性を確保する役割を担っております。また、監査役会と連携して業務執行担当役員へのヒアリングを行い、経営監督機能を強化する役割を果たしております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前を発送の目処としております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページ「IR情報」( <a href="http://www.takara.co.jp/ir/">http://www.takara.co.jp/ir/</a> )に掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ「IR情報」( <a href="http://www.takara.co.jp/ir/">http://www.takara.co.jp/ir/</a> )に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年半期に1回(5月、11月)アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。直近の開催といたしましては、平成23年5月16日に決算説明会を開催いたしました。実施内容は、当社の代表取締役社長による決算説明、中期経営計画説明、質疑応答などで、アナリスト、機関投資家など約60名の参加がありました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「IR情報」( <a href="http://www.takara.co.jp/ir/">http://www.takara.co.jp/ir/</a> )には、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、アニュアルレポート、インベスターズガイド、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、株主総会招集通知などの株主、投資者向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署名) IR室 (IR担当役員) 取締役 松崎 修一郎 (IR事務連絡責任者) IR室長 掛見 卓也	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、当社の事業子会社である宝酒造株式会社を中心としたCSR活動報告書「緑字企業報告書」を作成し公開しております。また、1985年以来、公益信託「TaKaRa/ハーモニストファンド」を設立し、日本の森林や水辺の自然環境を守る活動、そこに生息する生物を保護するための研究などへの助成を毎年行っております。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決議し、これに基づき以下の体制の整備をしております。

#### a. 当社の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

TaKaRaグループでは、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとしております。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、グループ全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しました。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を制定し、グループ内の役員・社員の一人ひとりは、この指針に基づき、日常の業務活動を行っております。

<1> 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。

<2> 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切に生命科学の発展に貢献する。

<3> この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。

#### b. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」により、TaKaRaグループの役員・社員の一人ひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育しております。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしております。なお、役員・社員がグループ内の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難又は不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設けております。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨をグループ全体に周知しております。

また「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努めております。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織としております。

TaKaRaグループでは、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実に継続的に努めてまいります。

また、当社と子会社との関係に関しては「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、又は事後すみやかな報告を受けております。

#### c. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱いに起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備しております。また、個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備してまいります。

#### d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス委員会」がTaKaRaグループの「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他TaKaRaグループを取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組んでおります。また、緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「TaKaRaグループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処しております。

#### e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

TaKaRaグループ全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2か月に1回開催するとともに、宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議や業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「タカラバイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月1回開催しております。

また、社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備しております。

さらに、取締役会又は各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、又は必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組んでおります。

内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努めております。

#### f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助使用人を置くものといたします。

#### g. 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会その他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めております。また、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門は、監査役と緊密な連携を保持しております。

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならないことになっております。

#### (2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」が、「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」を策定するとともに、グループ全体のコンプライアンスおよびリスク管理体制を強化・推進（役員・従業員の法令遵守の姿勢や社会的な倫理に即した行動と、環境に配慮した企業活動の推進、およびリスク・危機に備えた管理体制を構築）しております。

また、食品メーカーとして常にお客様を大切に、商品の安全と品質に万全を期すため、宝酒造株式会社では、品質保証部を組織し、その下にお客様相談室および品質保証課、品質表示課を設置しております。また、タカラバイオ株式会社では、医薬品部門の拡大に伴い、食品の安全と品質には万全を期しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」により、TaKaRaグループの役員・社員の一人ひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じてグループ内の役員・社員を教育しております。反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしております。

なお、「TaKaRaグループコンプライアンス行動指針」には、以下のとおり「反社会的勢力との関係断絶」に関する基本方針を定めています。

<1> 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

<2> 総会屋、暴力団など反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。不当な要求を受けた場合でも、毅然とした態度で接し、金品などを渡すことによる解決を図りません。

<3> 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。

<4> 反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

## 【当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(買収防衛策)について】

当社は、平成18年5月15日の当社取締役会決議により、「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」を導入し、同年6月29日の取締役会で維持する旨の決議を行いました。

しかし、株主の皆様をより多く反映させることが株主の皆様の共同の利益の最大化に資するとの考えから、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、買収防衛策の導入を当社の株主総会にお諮りして株主の皆様の決議に付すこと、及び、対抗措置発動の判断は、原則として当社の株主総会での決議をもって執り行うこと、といった内容を有する買収防衛策に変更することを決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、当買収防衛策の導入が承認可決されました。その有効期間は、平成22年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとし、平成22年に開催される当該定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ、当買収防衛策を維持するか否かを判断していただくこととしておりました。

そこで、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、当買収防衛策の一部変更及び継続を決議し、同年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、承認可決されました。

以下はその概要であり、当買収防衛策の全文につきましては、当社ホームページ(<http://www.takara.co.jp/>)2010年5月11日付プレスリリース「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」の一部変更及び継続に関するお知らせをご覧ください。

## 1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益(以下、単に「株主共同の利益」といいます。)が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。))は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業(現:酒類・調味料事業)を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求することで、当社グループの企業価値の向上に努めております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追及する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、た株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者(いわゆるグリーンメイラー)等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し(あるいは明確にしないで)、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者(いわゆる二段階強圧的買収)等、株主共同の利益を害することが明らかである者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることとが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

(2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業(特に遺伝子医療分野)で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

## ●酒類・調味料事業(宝酒造グループ):

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを支えとする事業として、国内酒類事業の収益力の維持・向上に努める。同時に、加工業務用調味料事業及び海外事業において、事業基盤を構築しながら中長期的な飛躍を目指し、将来の成長事業へと育成する。

## ●バイオ事業(タカラバイオグループ):

収益基盤のさらなる強化を図るため、遺伝子工学研究分野の事業の拡大・安定化を進め、医食品バイオ分野を第2の収益事業へと育成する。同時に、遺伝子医療分野における研究開発をさらに積極的に推進し、遺伝子医療の商業化を加速させることで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

## ●健康食品事業(宝ヘルスケア株式会社):

タカラバイオの技術を活かした商品における通信販売顧客の獲得を最優先の戦略として活動し、将来、当社グループの収益の柱となるような成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成22年5月11日現在、当社は、9名の取締役(うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役)で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成22年5月11日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

## 2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1.(1)のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(以下「本プラン」といいます。)を策定することが望ましいと考えております。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置(詳細は、後記3-2.をご参照願います。)の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者(後記3-1.において定義します。)が大規模買付ルール(後記3-2.において定義します。)を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

本プランの導入以降、平成22年5月11日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

### 3. 本プランの概要

#### 3-1. 本プランの適用の要件

##### (1) 大規模買付者による大規模買付行為に適用される

###### ア 大規模買付行為

⇒特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為は除く。)

(注1)「特定株主グループ」とは、<1>当社の株券等(金融商品取引法(昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。))第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、又は<2>当社の株券等(同法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(同法第27条の23第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の23第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいう。)を意味し、以下同じとする。

(注2)「議決権割合」とは、<1>特定株主グループが、前記(注1)の<1>の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいう。))も計算上考慮されるものとする。)をいい、<2>特定株主グループが、前記(注1)の<2>の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の23第8項に規定する株券等所有割合をいう。)の合計をいい、以下同じとする。

(注3)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の23第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとする。

###### イ 大規模買付者

⇒大規模買付行為を行おうとする者

(2) 大規模買付者は、大規模買付行為を行うにあたり、大規模買付ルールを遵守しなければならない。

#### 3-2. 大規模買付ルールの内容

##### (1) 大規模買付ルール<1>

大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること

ア 当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求めもの

###### ■意向表明書

⇒名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為(以下「買付提案」という。)の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の書面

###### ■必要情報

⇒意向表明書受領の翌日から5営業日以内に、当社取締役会が大規模買付者に対して交付する必要情報リストに基づいて提出を求める情報(必要情報リストに基づいて提出を求める情報は、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとする。)

###### イ 必要情報の十分性についての判断

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家(以下「外部専門家」という。)の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとし、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間(後記(2)アにおいて定義する。以下、同じ。)の開始日(以下「検討期間開始日」という。)として、買付提案についての検討を開始する。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日(以下、「初回情報提供日」という。)から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとする。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとする。

##### (2) 大規模買付ルール<2>

(a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

(b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主が判断する必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合(以下、公表を行った日を「検討期間終了日」という。)、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下「株主意思確認株主総会」という。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとする。))が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

ア 当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提出が十分に行われた日を検討期間開始日として、検討期間開始日から最大30営業日以内の間、外部専門家の意見も参考にして、買付提案を評価検討し、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について決議を行い、当該決議の結果を公表する。

###### イ 買付提案が変更された場合

大規模買付者が、検討期間開始日以降に、買付提案について変更を行う場合には、変更後の買付提案(以下「変更買付提案」という。)に係る必

要情報を当社取締役会に提供しなければならないものとし、当社取締役会は必要情報として十分な情報の提出があった日を新たな検討期間開始日として検討を開始する。なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とする。

### (3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

■ 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

⇒ 大規模買付者は、当社取締役会の決議の結果が公表された日の翌日から大規模買付行為を開始することができる。

■ 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

⇒ 大規模買付者に対する対抗措置を発動するか否かの判断を株主が行うために、原則として検討期間終了後60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催する。

⇒ 株主意思確認株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案が可決された場合には本プランに基づく対抗措置を発動し、否決された場合には本プランに基づく対抗措置を発動しないものとする。

イ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

⇒ 大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で対抗措置を発動する。

ウ 対抗措置の内容

一定の者の行使を制限する行使条件、取得条項等が付された新株予約権の無償割当てを行う。

## 4. 株主及び投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家に与える影響

導入時点では株主及び投資家の権利関係への影響はない。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家に与える影響

株主意思確認株主総会で議決権を行使できる株主を確定するために一定の日を基準日として公告するので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家に与える影響

割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、割当てを受けた株主が、所定の行使期間内に、権利行使を行わなかった場合、他の株主による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下する(ただし、取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じない。)。もっとも、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の価格が少なからず変動することがある。

(4) 対抗措置の発動時において株主に必要となる手続

株主の申込み手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要がある。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主に、自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出を求める場合がある。

## 5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっている。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致している。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かを判断できる仕組みとなっている。

(3) 株主の意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の意思が反映されている。また、平成22年6月29日開催予定の当社第99回定時株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されており、その継続にも株主の意思が反映されている。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主が判断することとしており、株主の意思が十分に反映できる内容となっている。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策)の買収防衛策ではない。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

### 【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

(1) 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当社グループは、金融商品取引法等の法令ならびに証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下適時開示規則)等を遵守し、社内規程「重要情報等開示規程」に定める重要情報等の開示に係る社内体制を維持し、適時、適正かつ公平な情報開示を行うことにより、当社の信頼性をより高め、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得ることを基本方針として、投資者に対し会社情報の適時適切な開示を積極的に行っております。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

＜情報収集＞

＜1＞ 当社各部門の部長または室長は、担当業務に関連して当社グループに関する適時開示情報に該当する、あるいは該当しないことが明らかでない重要情報を知ったときは、当該情報をIR室へ集約することとしております。

＜2＞ グループ会社の開示情報担当者(社長または当該会社の社長が指名したときはその者)は、「グループ会社管理規程」に基づく各グループ会社からの報告に加え、マザー協議連絡会議、タカラバイオ連絡会議、宝ヘルスケア戦略会議、機能子会社協議連絡会議などの定例会議での協議、連絡によりIR室へ重要情報を集約することとしております。

＜3＞ 当社各部門の部長または室長およびグループ会社の開示情報担当者は、事故または災害の発生等の緊急事態を知ったときは、「緊急時対応マニュアル」に基づき当該情報をCSR推進部に集約することとしております。

＜4＞ 上場子会社グループの開示情報担当者は、上場子会社における情報開示方針に則り、重要情報の収集、検討、決定、開示を行い、そのうちの適時開示情報については、開示決定後速やかに、当社IR室へ報告することとしております。

<適時開示の検討>

<1> IR担当取締役は、前記のとおり収集された重要情報について、必要に応じ関係部門と協議のうえ、適時開示の要否、開示方法、開示時間、開示内容(文書)等を検討、判断し、社長の決裁を求めることとしております。

<2> 「緊急時対応マニュアル」に基づき集約された情報は、緊急対策本部において情報開示について検討、判断し、社長の決裁を求めることとしております。

<適時開示の決定>

<1> 適時開示の決定は社長が行うこととし、不在の場合は副社長が行うこととしております。IR担当取締役は、適時開示決定後速やかに、緊急時等やむを得ない事情がある場合は開示後遅滞なく、当社全取締役、監査役の開示方法、開示時間、開示内容(文書)等を報告することとしております。

<2> 「緊急時対応マニュアル」に基づき集約された情報の適時開示の決定は、上記<1>と同様としております。

<適時開示>

前記のとおり適時開示が決定された適時開示情報は、IR担当取締役が証券取引所の定める適時開示規則に則り開示手続を行うこととしております。また、IR担当取締役の判断により必要な場合は、当該情報を当社のウェブサイトに掲載し、関係部門と協議のうえ、記者クラブへの資料投函、記者会見等を行うこととしております。



【参考資料②:会社情報の適時開示に係る社内体制の概略図】

